住民説明会

~ 幼児教育環境の充実に向けた取組 ~

「西原町立幼稚園の認定こども園移行に関する基本方針(案) | について

令和3年10月12日(火) 西原町

会次第

- 町長挨拶
- 2. 事務局紹介
- 3. 説明
 - ① 取組の経緯

 - ⑥ 基本方針(案) ⑦ 今後の予定 ⑧ 留意事項
- ② 現状と課題 ③ 保護者ニーズ
 - ④ 取組の方向性 ⑤ 認定こども園とは

- 4. 質疑
- 5. お知らせ
- 6. 閉会

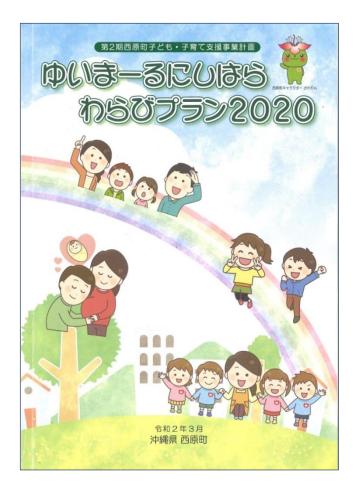
① 取組の経緯

- 待機児童の解消を図るため施設整備等を推進
- ・子ども・子育て支援新制度の施行により「**量の** 確保」に加え「教育・保育の質の向上」が必要
- ・町立幼稚園では、子育て世代の保育ニーズの高まりによる入園児数の減少や人材・予算の不足による教育の質の低下が懸念
- 要望や現状課題へ対応するため新たな取組を検討

② 現状と課題

(西原町の計画)

第2期 西原町子ども・子育て支援事業計画 (ゆいまーるにしはら わらびプラン 2 0 2 0)



【計画期間】

令和2年度~令和6年度

【計画概要】

保育所や幼稚園などの整備目標

(施設型給付・地域型保育事業)

子育て支援を充実させる事業の実施

(地域子ども・子育て支援事業等)

②現状と課題

(教育・保育施設等の利用状況)

乳幼児数		保育施設等					教育施設 (幼稚園・認定こども園)		その他		
年齢	人数	町 <u>寸</u>	認可	地域	認可外	計	町 <u>立</u>	私立	計	広域 入所	家庭 保育等
0歲児	295 (14.3%)	4 (1.4%)	71 (24.1%)	5 (1.7%)	11 (3.7%)	91 (30.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (1.4%)	200 (67.8%)
1 歳児	325 (15.7%)	12 (3.7%)	176 (54.2%)	13 (4.0%)	18 (5.5%)	219 (67.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6 (1.8%)	100 (30.8%)
2 歳児	335 (16.2%)	21 (6.3%)	197 (58.8%)	19 (5.7%)	21 (6.3%)	258 (77.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	7 (2.1%)	70 (20.9%)
3歲児	360 (17.4%)	18 (5.0%)	208 (57.8%)	1 (0.3%)	46 (12.8%)	273 (75.8%)	0 (0.0%)	8 (2.2%)	8 (2.2%)	14 (3.9%)	65 (18.1%)
4 歳児	347 (16.8%)	15 (4.3%)	206 (59.4%)	0 (0.0%)	26 (7.5%)	247 (71.2%)	57 (16.4%)	8 (2.3%)	65 (18.7%)	7 (2.0%)	28 (8.1%)
5歳児	403 (19.5%)	1 (0.2%)	112 (27.8%)	0 (0.0%)	13 (3.2%)	126 (31.3%)	233 (57.8%)	6 (1.5%)	239 (59.3%)	15 (3.7%)	23 (5.7%)
計	2,065 (100.0%)	71 (3.4%)	970 (47.0%)	38 (1.8%)	135 (6.5%)	1,214 (58.8%)	290 (14.0%)	22 (1.1%)	312 (15.1%)	53 (2.6%)	486 (23.5%)

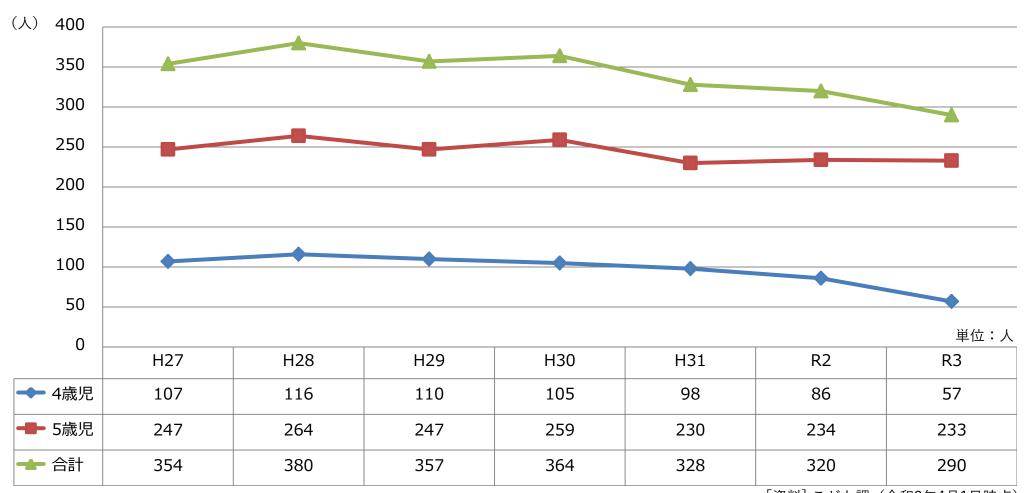
[資料] こども課(令和3年4月1日時点) ※下段は構成割合 【単位:人・%】

→3歳児から幼稚園の利用が見られる

→4~5歳児にも高い保育ニーズ

②現状と課題

(町立幼稚園の利用状況)



「資料] こども課(令和3年4月1日時点)

- →在園児数は減少傾向(定員割れや空き教室)
- →預かり保育利用率は高水準で推移(高い保育ニーズ)

② 現状と課題

(町立幼稚園の職員体制)

園名	正規	職員		計			
	副園長	クラス担任	業務支援員	預かり保育	特別支援員	年休代替	П
坂田幼稚園	1 (1)	4 (4)	1 (2)	3 (3)	7 (7)		16 (17)
西原幼稚園	1 (1)	3 (3)	1 (1)	2 (2)	4 (4)	4 (-)	11 (11)
西原東幼稚園	1 (1)	3 (3)	1 (1)	2 (2)	5 (6)	4 (-)	12 (13)
西原南幼稚園	1 (1)	3 (3)	1 (1)	2 (2)	7 (7)		14 (14)
計	4 (4)	13 (13)	4 (5)	9 (9)	23 (24)	4 (-)	53 (55)
		17 (17)	36 (38)				33 (33)

→各園とも正規職員率が約3割

→人材確保が課題

[資料]教育総務課(令和3年4月1日時点) ※()内は必要人員数 【単位:人】

② 現状と課題 (まとめ)

現状

「預かり保育・延長保育」「2年保育」 「学校給食」「特別支援教育」「35人学級」 などに取り組み、教育・保育の充実を図ってきた

【課題】

- ・入園児数が減少し、定員割れや空き教室が発生
- ・欠員による業務負担増など職場環境の改善が急務
- ・施設老朽化への対応(大規模修繕や園舎建替など)

③ **保護者ニーズ** (把握)

「保育所」や「幼稚園」などの環境(幼児教育環境)に対して**保護者が求めていること**を把握するため、これまでに3つのアンケート調査を実施

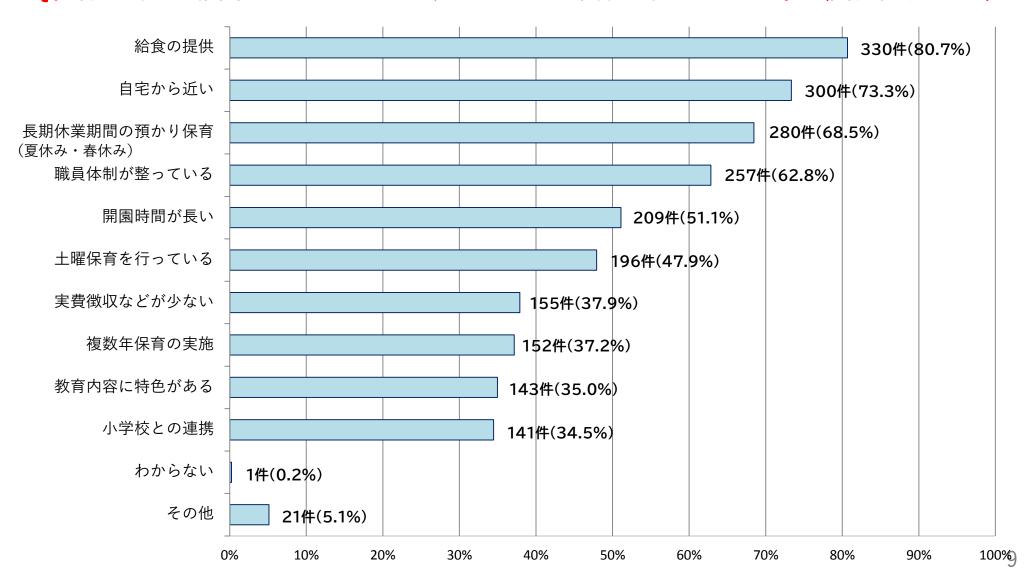
①「わらびプラン」策定時[平成31年3月]

② 園経営及び保育に係るアンケート [毎年度3月]

③ 幼児教育環境に関するアンケート [令和3年9月]

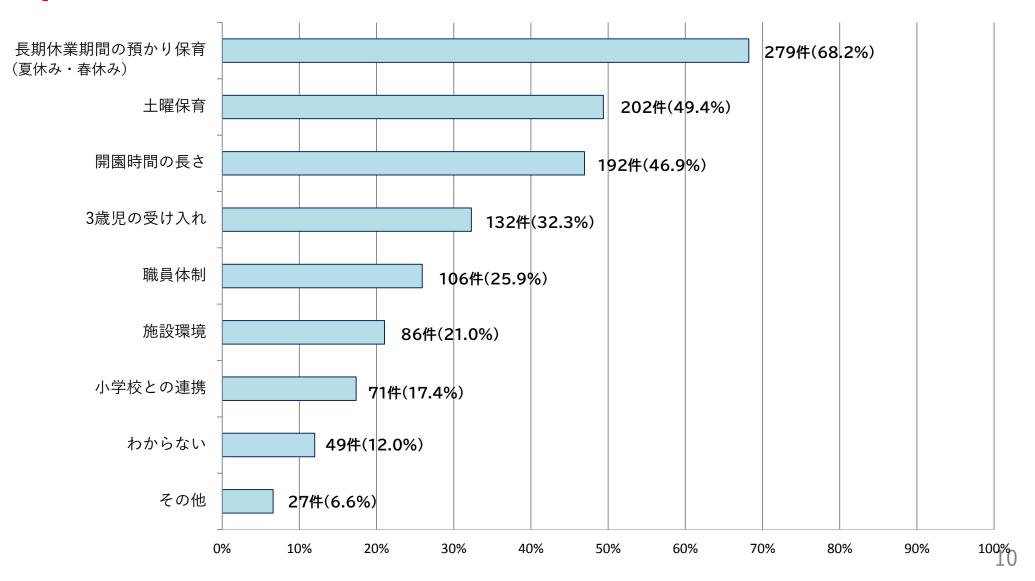
③ **保護者ニーズ** (アンケート結果①)

Q. 保育所や幼稚園などを選ぶときに、どのような条件を希望しますか。(回答総数=409)



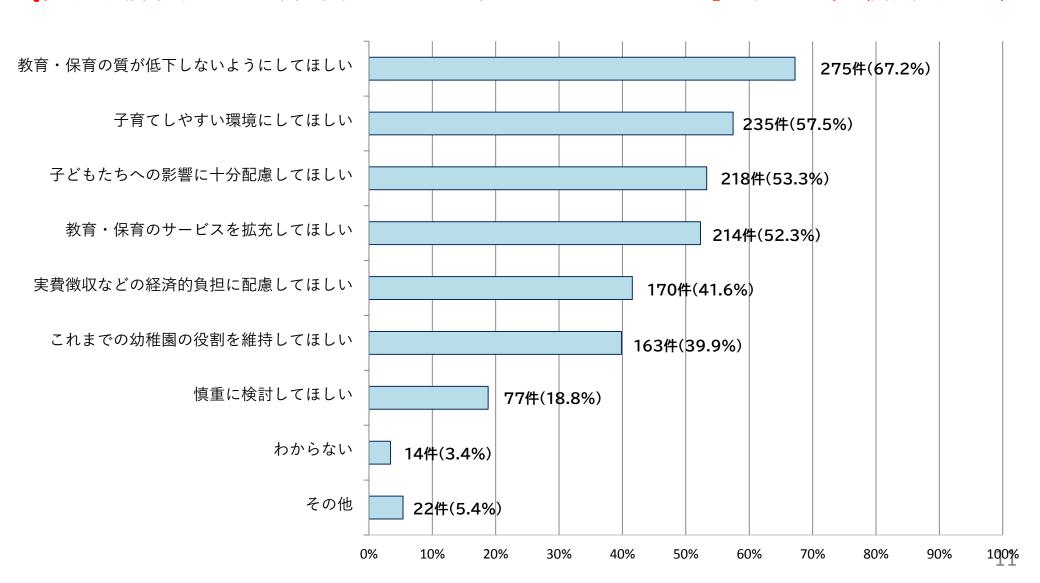
③ 保護者ニーズ (アンケート結果②)

Q. 町立幼稚園の課題は何だと思いますか。(回答総数=409)



③ **保護者ニーズ** (アンケート結果③)

Q. 町立幼稚園を認定こども園へ移行するとしたら、「気をつけてほしいこと」は何ですか。(回答総数=409)



③ 保護者ニーズ (まとめ)

- ① 長期休業期間(夏・春休み)の預かり保育の実施
- 2 土曜保育の実施
- ③ 開園時間の延長
- ④ 3年保育の実施(3歳児からの受け入れ)
- ⑤ 職員の処遇改善(人員確保)
- ⑥ 少人数学級編成(35人→30人)
- ⑦ 保育所含め施設を増やしてほしい

4 取組の方向性 (基本方針の必要性)

幼児教育環境の充実に向けた検討を進めるための視点

[視点1] 町立幼稚園の現状・課題の解決

[視点2] 保護者ニーズへの早期対応

→これまでの幼稚園が担ってきた「教育的役割」を 維持しながら、保護者からの保育ニーズへの対応 (保育機能の強化)を図っていくため

「認定こども園」制度の活用を具体的に検討

→方向性を定めるため **基本方針** を策定

⑤ 認定こども園とは (概要)

幼稚園

3歳~5歳

【利用条件】 (1号) なし

認定こども園

0歳~5歳

【利用条件】 (1号) なし (2・3号) 保育の必要性

保育所

0歳~5歳

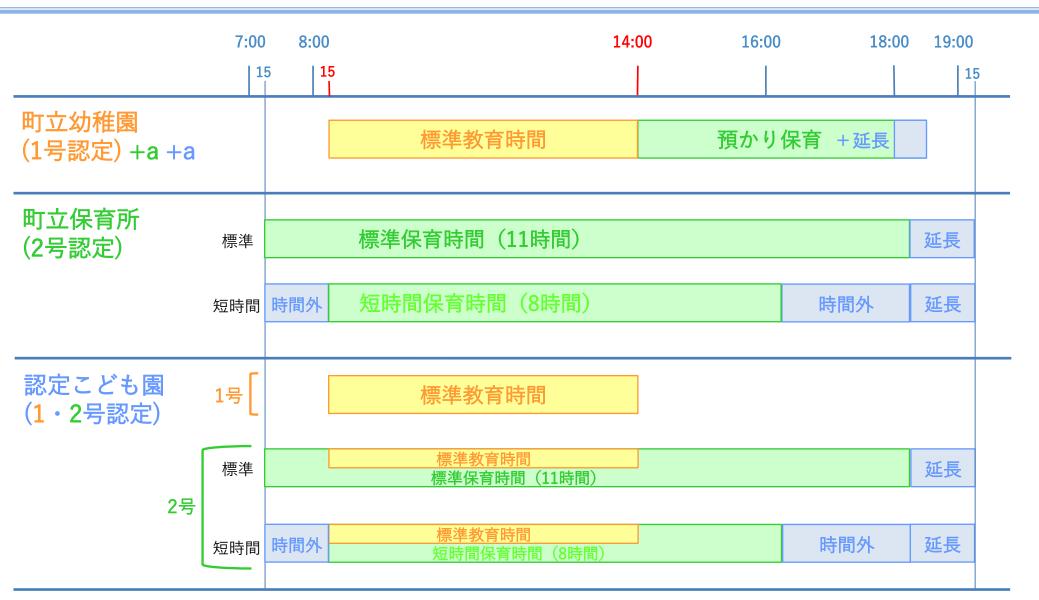
【利用条件】 (2・3号) 保育の必要性

幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持った施設

- ・本町では3~5歳児を対象として検討
- ・認定区分(保育の必要性)ごとに利用できる施設が異なる

⑤ 認定こども園とは

(利用時間の違い)



⑤ 認定こども園とは (4つの施設類型)

【幼保連携型】

〈性質〉幼稚園と保育所の両方の機能を持つ認可施設

〈主体〉国、地方公共団体、**学校法人、社会福祉法人**

【幼稚園型】

〈性質〉幼稚園の認可を持つ施設が、保育所として機能を備えたもの

〈主体〉国、地方公共団体、学校法人

【保育所型】

〈性質〉保育所の認可を持つ施設が、幼稚園として機能を備えたもの

〈主体〉制限なし

【地方裁量型】

〈性質〉認可外施設等が幼稚園や保育所の機能を備えたもの

〈主体〉制限なし

⑤ 認定こども園とは (3つの運営主体)

公立

地方公共団体が設置・運営を行う園

私立

社会福祉法人等が設置・運営を行う園

公私連携

学校法人又は社会福祉法人が地方公共団体から 指定を受け、都道府県に届け出ることで設置・ 運営を行う園

※公私連携園では、地方公共団体と法人が「提供すべき教育・保育の内容に関する事項」や「地域子ども・子育て支援事業の実施」などの運営内容に関する協定を締結し、その確実な実施が約束される

⑤ 認定こども園とは

(効果と懸念)

期待される効果

- ① 教育・保育施設の選択肢が増やすことができる
- ② 「保育の必要性」がなくなっても同じ園を継続して利用できる
- ③ 教育・保育の両方の質を高めることができる
- ④ 少人数学級編成により個別丁寧な教育・保育の提供ができる (4・5歳児:35人→30人、3歳児:15人を想定)
- ⑤ サービスが拡充され、保護者満足度の向上が期待できる
- ⑥ 異なる年齢の子どもと交流する機会が持てる
- ⑦ 公定価格の中で保育者の処遇改善等も含めた運営費が確保されている
- ⑧ 自治体の財政負担の軽減・効率化を図ることができる

懸念される事項

- ① 子ども (認定区分の違い) によって利用時間が異なることがある
- ② 必要人員数が増えるため、人材確保に苦慮することがある
- ③ 保育者が教育・保育の両方の視点を十分に理解する必要がある
- ④ 幼稚園から移行した園において、幼小連携が弱まった事例がある
- ⑤ 保護者の実費負担に、新たな徴収又は増額が生じることがある
- ⑥ 移行により、作成書類等の変更があり、対応に時間がかかることがある
- ⑦ 同一施設であっても、認定区分によって利用申込先が異なるため、 入園事務が煩雑になることがある

⑤ 認定こども園とは (検討の考え方)

「町立幼稚園の課題」を効率的に解決

「保護者の保育ニーズ」へ効果的に対応

町立幼稚園を 幼保連携型認定こども園 に移行

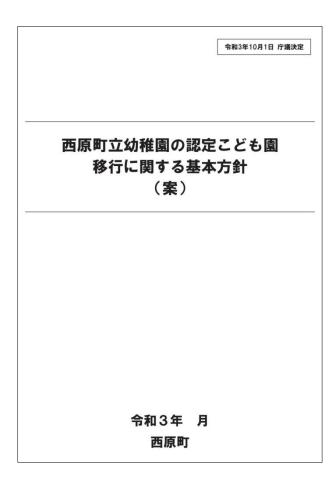
【取り組みを進めるにあたっての留意】

- ①「教育の質」の確保・向上
- ② 適正な人員体制の確保
- ③ 子どもたちへの影響に対する配慮
- ④ 新たな取組に向けた準備

⑥ 基本方針(案) (これまでの検討)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
庁議等	4/28 ● (方向性)		6/1 ● (骨子案)	7/1 ● (素案策定)			10/1 ● (案策定)
関係機関 幼稚園職員							
教育総務課 こども課	(情報共有・意見交	を換等)				(学識者)	
子ども 子育て会議				7/13 7/30 ● ● (諮問) (審議)		9/6 9/13 ● ● (総括)(答申)	
保護者 アンケート						●9/13~28	
パブリック コメント							●10/4~26
住民説明会							● 10/12
教育委員会	5/20 ● (情報共有)			7/14 ● (園長会)	8/11 ● (情報共有)		

⑥ 基本方針(案)



西原町立幼稚園の認定こども園移行 に関する基本方針(案) 「令和3年10月1日決定」

→ 取組に関する 「基本的な考え方」 を示す

教育・保育施設の量的拡充はもちろん、提供される教育・保育の質の確保・向上についても重点的に取り組む必要がある。

全ての子どもが安心して**質の高い教育・保育**を 受けられる環境を町内全域に平等に提供するため、 **全ての町立幼稚園を幼保連携型認定こども園へ移行** し、**教育・保育環境の充実**を図る。

- 第4章基本方針
 - (2) 具体的な整備、運営等に関する方針(1/2)

[案 P14]

- ① 町立幼稚園全園を幼保連携型認定こども園へ移行
 - →全ての園で教育・保育の両環境を強化
- ② 民間活力の活用と公立園の体制強化
 - →社会福祉法人等による園運営(公私連携園)の活用
 - →公立園へ職員を集約し人員体制を強化
- ③ 公立園の質の向上と拠点機能の強化
 - →質の高い教育・保育の「実践モデル園 |
 - →関係部署との連携により「公立の役割」を強化

(2) 具体的な整備、運営等に関する方針(2/2)

[案 P15]

- ④ 「坂田幼稚園」を公私連携園として先行して移行
 - →公立園への職員集約を図るため公私連携園を先行
 - →小規模保育施設の連携施設を確保
 - →これまでどおり「坂田保育所」との連携を維持
- ⑤ 移行効果を検証しながら「西原南幼稚園」を移行
 - →坂田幼稚園の取組を検証しながら移行
- ⑥ 「西原幼稚園」を公立園として移行
 - →人員体制と研修機能を強化した実践モデル園

第4章基本方針

(4) 移行スケジュール (案)

[案 P17]

対象園	令和 3 年度		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度 以降
坂田幼稚園		法人選	移行準備引継保育	【移行】公私連携園		
西原幼稚園	基本方		勉強・	研修・移行準備		【移行】公立園
西原南幼稚園	針策定		法人選	移行準備 引継保育	【移行】公私連携園	
西原東幼稚園			西原東小学	校の整備方針と整合	合を図りながら検討	討

※ 公私連携園の数や各園の移行時期については、状況により変更となる可能性があります。

(3)移行に関するその他の方針(1/2)

[案 P15-16]

- ① 3年保育
 - →連続性のある環境整備と3歳児の選択肢を増やす
- ② 延長保育や土曜日・長期休業期間の預かり保育
 - →原則実施(保育の必要性によって利用が異なる)
- ③ 少人数学級編成及び特別支援教育
 - → 4 ・ 5歳児は30対1、3歳児は15対1
 - →特別支援教育もこれまで通り実践
- ④ 給食の提供
 - →衛生・栄養管理を徹底して実施(供給方法は調整)

(3)移行に関するその他の方針(2/2)

[案 P15-16]

- ⑤ 校区 (園区) の取り扱い
 - →基本的に園が所在する校区(園区)の子どもを優先 (認定区分ごとの利用人数は町との協議のうえ決定)
- ⑥ 専任園長の配置
 - →専任園長の配置は必須とし、園運営に注力 (小学校や保護者を含めた連携体制を維持)
- ⑦ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領の実践
 - →幼児教育の根幹である要領の実践
 - →どの園においても「質の高い教育・保育」を提供

[案 P18-19]

- ①保護者等への取組周知
 - →町立幼稚園の入園希望者に対し移行内容を周知
 - →保護者説明会やHP・広報誌等で広く情報発信
- ② 教育・保育の質の確保
 - →「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の実践
 - →公立園では研修等への参加や開催を重ね、専門性の 向上に努め、町内教育・保育施設へ還元・波及
- ③保幼こ小の連携体制の強化
 - →行事共催や学校施設の供用など小学校との連携維持
 - →認定こども園同士や関係機関の情報共有の場を設置

第5章 基本方針の推進体制(2/2)

[案 P18-19]

- ④ 幼児教育アドバイザー(仮称)の配置
 - →教育・保育施設等と関係課との連携役として機能
 - →現場に対する指導・助言・支援等や研修会等の実施
- ⑤ 施設・設備等の管理
 - →適切な施設管理に努める
- ⑥ 保育教諭等の確保施策の推進
 - →人材育成・確保・就労定着に係る支援策の実施検討
 - →会計年度任用職員の公私連携園への就職支援
 - →各園の魅力発信や国・県等の支援事業の周知強化
- ⑦ 基本方針の見直し

⑦ 今後の予定

「坂田幼稚園」の認定こども園移行に向けた取組(予定)

- 令和3年11月 基本方針の策定
- 令和4年3月 運営法人の選定・公表
- 令和4年4月以降
- ・運営法人との引継保育等の調整
- ・保護者説明会(西原町・運営法人)
- 令和5年4月 坂田こども園(仮称)の開園

⑧ 留意事項

今回の取組を進めていくことで、今和5年度には**坂田幼稚園**が法人運営の認定こども園に移行する予定となります。

現在、坂田幼稚園への入園申込みを検討されているみなさまは、ご理解・ご承知のうえ、申込みをお願いします。

よくある質問①



町立幼稚園から認定こども園へ移行すると、何が変わるのですか?

- これまでの幼稚園の機能・役割に加え、次の取組などを行う予定です。
- ・3歳児を受け入れます
- ・朝夕の開園時間を延長します (保育園のような開園時間となります)
- ・土曜日、春休み期間の預かり保育を行います
- ・今よりも少人数のクラス編成とし、園児一人ひとりに丁寧に対応します





移行する認定こども園の運営は全て西原町のままですか?

移行する認定こども園の運営については、社会福祉法人や学校法人による運営方法(※)を活用することも検討しています。

(※) この方法を「公私連携」と言い、西原町と法人が協力して教育・保育を提供します



よくある質問②



運営が西原町から法人になった場合、先生は変わりますか?

運営が法人に変更となった場合、現在、配置されている先生は法人の先生に変わります。西原町としては、引継ぎ保育期間を十分に設けるなど、子どもたちへの影響を可能な限り少なくするための配慮を求めていきます。





給食費や利用料金など、費用負担に関する変更はありますか?

教育・保育の無償化により3歳児から5歳児の保育料負担はありません。 給食費や文具・教材費などの実費徴収額については、園ごとに変更となる可能性がありますが、現在の料金と大きく変わらないよう配慮を求めていきます。



お知らせ



▶基本方針(案)に関するパブリックコメント 令和3年10月4日(月)~令和3年10月26日(火)



▶西原町子ども・子育て会議 有識者等による取組への答申



▶Webアンケート調査結果 幼児教育環境に関する保護者アンケート

- ■認定こども園移行に関すること 総務部 企画財政課 ☎945-4533
- ■幼稚園入園申込みに関すること 福祉部 こども課 ☎945-5311

新型コロナウイルス感染症対策

説明会終了後、14日以内に新型コロナウイルス感染症の陽性者と特定された場合は、 直ちに事務局にご連絡ください。

【事務局】西原町役場企画財政課チャレンジプロジェクトチーム

☎ 9 4 5 − 4 5 3 3